

第?編 基本的権利及び保障について

著者	矢谷 通朗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	154
雑誌名	ブラジル連邦共和国憲法 : 1988年
ページ	51-66
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014560

第II編

基本的権利および保障について

第I章

個人および集団の権利と義務について

第5条 すべての者は、いかなる性質の差別なく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全および財産権に関する権利の不可侵が保障される：

- I - この憲法の規定に従い、男女は権利および義務において平等である；
- II - 何人も、法律によらなければ、あることを行いまたは行わないことの義務を負わない；
- III - 何人も、拷問、非人道的または劣悪な取扱いを受けない；
- IV - 思想の表現は自由であり、匿名は禁じられる；
- V - 財産上、精神上または肖像上の損害の賠償の他、反論の権利が抗告に相応して保障される；
- VI - 良心および信教の自由は不可侵とする。宗教上の礼拝の自由な実行は保障され、法律に従い、礼拝の場所および儀式に対する保護が保障される；
- VII - 宗教上の援助の供与は、法律の定めるところに従い、民間および軍隊の集団収容施設において保障される；

- VIII- 宗教上の信仰、哲学上または政治上の信条を事由として、何人もその権利を妨げられない。ただし、すべての者に課せられる法律上の義務の回避を求めるときおよび法律に定める代替の役務の履行を拒否するときはこの限りでない；
- IX- 知的、芸術的、学術的活動および通信による表現は、検閲または許可を受けず、自由である；
- X- 個人の秘密、私生活、名誉および肖像は不可侵とし、その侵害から生ずる物的または精神的損害に対する賠償の権利が保障される；
- XI- 住居は個人の侵すことのできない庇護の場所である。何人も、犯罪もしくはは災害による場合、または救助を提供するため、または、裁判所の決定により昼間に行うほかは、居住者の同意なしに侵入することはできない；
- XII- 信書および電信、情報および電話通信の秘密は不可侵とする。ただし、電話通信の場合、犯罪捜査または刑事訴訟の手續開始のため、法律が定める場合と形式にもとづく裁判所の命令によるときはこの限りでない；
- XIII- 法律で定める職業資格を備えるとき、いかなる労働、職務または専門職業の実行も自由とする；
- XIV- すべての者に対し情報へのアクセスが保障され、職務の行使に必要なときは、情報源の秘密が保障される；
- XV- 平時においては、国の領土内の移動は自由とし、何人も、法律の規定に従い、財産を携えて入国し、滞在し、または出国することができる；
- XVI- すべての者は、平和的に、武器を携帯せずに、公に開放された場所で、権限ある官憲に対する事前の届出のみで、許可を必要とすることなく集会することができる。ただし、それ以前に同じ場所で招集された他の集会を妨げてはならない；
- XVII- 適法な目的のための結社の自由は完全であり、準軍事的性格のものは禁止される；

- VIII- 結社および法律の形式における協同組合の結成は、許可を必要とせず、その活動に対する国の干渉は禁止される；
- IX- 結社は、裁判所の判決によってのみ強制的に解散せられ、またはその活動が停止される。前者の場合においては、確定判決を必要とする；
- X- 何人も、結社に加入しまたはその加入を継続することを強制されない；
- XI- 結社団体は、明示の許可を得ているときは、裁判上または裁判外においてその加入者を適法に代表する資格を有する；
- XII- 財産権は保障される；
- XIII- 所有は、その社会的機能を考慮する；
- XIV- 法律は、公共の必要もしくは利益または社会上の利益を目的とし、公正かつ事前の金銭上の補償を伴う収用手続を定める。ただし、この憲法に定める場合はこの限りでない；
- XV- 緊急の公共災害の場合、権限ある官憲は私有財産を使用できるものとし、損害のあるときは、事後の補償が所有主に対し保障される；
- XVI- 法律で定めるところに従う小農地所有権は、家族労働によるものである限り、生産活動の結果生ずる債務支払いの保証目的とはならない。法律はその開発に対する融資の措置を定める；
- XVII- 著作者にその作品の利用、公表または再生に関する排他的権利が帰属し、この権利は法律の定める期間において、相続人に承継できる；
- XVIII- 法律の規定にもとづいて、下記のものが保障される；
- a) スポーツ活動に関するものを含め、共同事業における個人の参加および人間の肖像と音声の再生に対する保護；
 - b) 創造者、翻訳者ならびにその組合および団体の代表が創作しまたは参加する作品の経済的利用に関する監督の権利；
- XIX- 法律は、社会的利益ならびに国の技術的および経済的發展を考慮して、工業発明者に対し、その使用の期限の定めのある特権、または工業的創造、商標の所有権、商号および他の標章に対する保護を保障する；
- XX- 相続権は保障される；

XXXI - 国内にある外国人の財産の相続は、被相続人 (*de cuius*) の属人法がより有利でないときは、ブラジル人たる配偶者または子の利益のためにブラジル法により規律される；

XXXII - 国は、法律に従い、消費者の擁護を促進する；

XXXIII - すべての者は、公共機関から個人、団体または一般の利益に関する情報を受ける権利を有する。この情報は、責任罰則の下で、法律に定める期間内に提供される。ただし、その秘密が、社会および国家の安全にとり不可欠の場合はこの限りでない；

XXXIV - 公課の支払いに関係なく、すべての者に対し下記のものが保障される：

- a) 権利の防衛のためまたは権力の不法もしくは濫用に対し、公権力に請願する権利；
- b) 権利の防衛および個人の利益の事情解明のため、官公署における証明書の取得；

XXXV - 法律は、権利の侵害または脅威に対する裁判所の審理を排除しない；

XXXVI - 法律は、既得権、完成した法律行為および既判事項を侵害しない；

XXXVII - 例外的な裁判官および裁判所は、設置してはならない；

XXXVIII - 法律で定める組織のもとで陪審制度は認められ、下記の事項が保障される；

- a) 完全な弁護；
- b) 表決の秘密；
- c) 陪審員の評決の最高性；
- d) 生命に対する故意の犯罪に関する裁判の管轄権；

XXXIX - 事前に犯罪を規定した法律がなければ犯罪はなく、事前に法的制裁の規定がなければ、刑罰はない；

XL - 刑法は、被告人に有利となる場合を除いて、遡及力を有しない；

XLI - 法律は、基本的権利および自由を侵害するいかなる差別も処罰する；

XLII - 人種差別の行為は、保釈金の積立ておよび時効の適用を受けない犯罪

を構成し、法律の規定に従い、禁錮刑に処する；

XLIII- 法律は、拷問の実行、麻薬または類似の薬品の不法な運搬、テロリズムおよび凶悪犯罪として定義される犯罪の行為を、保釈金の積立ておよび特赦または恩赦の適用を受けない犯罪とみなし、これらの犯罪に関して、主犯、共犯者およびこれを避けえたにもかかわらず怠った者は、責任を負う；

XLIV- 憲法秩序および民主主義国家に反する文民または軍人の武装集団の行為は、保釈金の積立ておよび時効の適用を受けない犯罪を構成する；

XLV- いかなる刑罰も犯罪当事者以外には及ばない。ただし、損害賠償の義務および財産没収の宣告は、法律の規定にもとづき、承継人に及び、かつ移転された財産の額を限度として、承継人に対して執行される；

XLVI- 法律は刑罰の個別化を規律し、特に次の刑を定める；

- a) 自由の剝奪または制限；
- b) 財産の喪失；
- c) 罰金；
- d) 代替の社会的役務の提供；
- e) 権利の停止または剝奪；

XLVII- 下記の刑罰は設けない；

- a) 死刑、ただし、第84条XIXに定める宣戦の布告の場合を除く；
- b) 終身禁錮刑；
- c) 強制労働；
- d) 国外追放；
- e) 虐待；

XLVIII- 刑罰は、受刑者の犯罪の性質、年齢および性別に従い、異なる施設において執行される；

XLIX- 受刑者に対し、身体と精神上の完全な尊重が保障される；

L - 女囚に対し、授乳の期間中、その子と共生できる条件が保障される。

LI - いかなるブラジル人も、犯罪人として外国に引き渡されることはな

- い。ただし、法律の規定に従い、帰化人が帰化以前に犯した普通犯罪の場合または麻薬もしくは類似の薬品の不法な運搬に関与していることが明らかな場合を除く；
- LII-政治上または言論上の犯罪による外国人の犯罪人引渡しは許容されない；
- LIII-何人も、権限を有する官憲によるものでない限り訴追されることも、判決を受けることもない；
- LIV-何人も正当な法律手続きによるものでなければ、自由または財産を剝奪されない；
- LV-裁判訴訟または行政訴訟上の当事者および一般被告に対しては、対審と弁護に固有の手段と控訴を伴う広範な弁護が保障される；
- LVI-訴訟において、不法な手段により取得された証拠は認められない；
- LVII-何人も、刑法上の有罪判決が確定するまで、犯罪人とはみなされない；
- LVIII-民法上の身分が確定されない者は、法律に定める場合を除いて、刑事上の犯罪人とされない；
- LIX-公訴が法律に定める期間内に提起されないとき、公訴の犯罪において私訴が認められる；
- LX-法律は、個人の秘密の擁護または社会的利益が要求される場合に限り、訴訟行為の公開を制限できる；
- LXI-何人も、現行犯または権限を有する司法官憲の書面により、かつ根拠ある令状による他逮捕されない。ただし、法律に定める軍人の違反行為または軍に固有の犯罪の場合を除く；
- LXII-いかなる者の拘禁およびその場所も、直ちに、権限ある裁判官および被拘禁者の家族または被拘禁者が指定する者に対し通告される；
- LXIII-被拘禁者には、黙秘権が通知され、この者に家族および弁護士の援助が保障される；
- LXIV-被拘禁者は、拘禁または警察の尋問に関して責任を有するものを確認する権利を有する；

- LXV-不法の拘禁は、司法官憲が直ちに釈放する；
- LXVI-何人も、保釈保証金の有無にかかわらず、法律が保釈を認めるとき、拘禁または拘留されない；
- LXVII-債務を理由とする民事拘禁はないものとする。ただし、扶養の義務の任意かつ理由を欠く不履行および不誠実な受託者の責任の場合はこの限りでない；
- LXVIII-何人かが不法行為または権力の濫用によって、移動の自由に対して、暴力または強制を受け、または受けるおそれのあるときは、何時でも人身保護令 (*habeas corpus*) が与えられる；
- LXIX-不法行為または権力の濫用の責任者が、官公署または公権力の権限を行使する法人の機関であるとき、人身保護令またはヘイビラス・ダタ (*habeas data*) により保護されない明白かつ確実な権利を庇護するために権利保障令が与えられる；
- LXX-集団的権利保障令は、次により請求される：
- a) 国会に代表を有する政党；
 - b) 成員または組合員の利益の保護のために、適法に設立され、かつ少なくとも1年以上活動している労働組合、職能団体または社団；
- LXXI-憲法上の権利および自由ならびに国籍、主権および公民権に固有の特権の行使が、規則規範の欠如のため不可能となるときには、差止め保障令が与えられる；
- LXXII-下記の場合、ヘイビラス・ダタが与えられる；
- a) 政府機関または公共機関の記録またはデータ・バンクに記載のある、請願人に関係する情報を知悉することを保障するため；
 - b) 司法上または行政上の秘密の手続の下で情報の訂正が行われなとき、これを行うため；
- LXXIII-すべての市民は、公共または国が参加する団体の財産、行政的道義、環境ならびに歴史のおよび文化的資産に対する侵害を無効とする民衆訴訟を提起する適法の当事者である。原告は、悪意が証明されたとき

を除いて、裁判費用および敗訴の責任が免除される；

LXXIV- 国家は、困窮者に対し完全かつ無償の裁判上の援助を与える；

LXXV- 国家は、誤判により有罪とされた者および判決において確定された期間を超えて拘禁されている者に対し、賠償を行う；

LXXVI- 法律の定めるところに従い、困窮者と認定される者に対し、下記の事項を無償とする：

a) 出生の民事登録；

b) 死亡証明書；

LXXVII- 人身保護令およびヘイビラス・ダタの訴訟、ならびに法律に定めた形式に従う公民権の行使に必要な行為は、無償とする；

§ 1 基本的権利および保障を定める規範は、直ちに適用される；

§ 2 本憲法に明記された権利および保障は、憲法で採用する制度および原則、またはブラジル連邦共和国が当事者となる国際条約に由来する他の権利および保障を排除するものではない。

第II章

社会権について

第6条 本憲法の定めるところに従い、教育、保健、労働、余暇、安全、社会保障、母性および幼児保護、貧困者擁護を社会的権利とする。

第7条 労働者の社会的条件の改善を目的とする他の権利の他、次のものを都市および農村の労働者の社会的権利とする：

I - 他の諸権利とともに、補償の支払いを予定する補足法の規定に従い、恣意的かつ正当な理由を欠く解雇から保護される雇用関係；

II - 意に反した失業の場合の失業保険；

III - 勤続年限保障基金；

- IV - 住居, 食料, 教育, 保健, 余暇, 衣料, 衛生, 交通および社会保障に
関し, 本人およびその家族の基本的生活の必要を満たすに足りる, 法律
に定める全国一律の最低賃金。これは, 購買力を維持するため定期的な
調整を伴い, かついかなる目的をしても拘束することが禁止される;
- V - 労働の範囲および複雑性に相応する賃金基準;
- VI - 団体協約または団体協定に定める場合を除く賃金の減額不可能性;
- VII - 不特定の報酬を受ける者に対し, 最低賃金を決して下まわらない賃金
の保障;
- VIII - 賃金総額または老齢退職年金を基礎とする13月分賃金;
- IX - 昼間労働賃金より高い夜間労働の報酬;
- X - 法律の定めに従う賃金の保護。故意にもとづく賃金支払い停止は犯罪
を構成する;
- XI - 報酬に関係ない, 利益または純益に対する参加, および, 例外的に,
法律の定めるところに従う企業経営への参加;
- XII - 被扶養者に対する家族手当;
- XIII - 労働団体協約または協定により, 労働時間表の補整または労働時間の
短縮のいずれかを選択できる, 1日当り8時間, 週44時間を越えない通
常労働時間;
- XIV - 団体交渉で確定した場合を除いて, 連続の交替制で勤務する1日当り
6時間の労働;
- XV - 日曜日を優先する, 有給の週間休暇;
- XVI - 通常の労働報酬に対する最低50%を超える時間外勤務の報酬;
- XVII - 通常賃金の少なくとも1/3の割増し額を有する年次有給休暇の享受;
- XVIII - 雇用および賃金を侵害することなく, 120日間の妊産婦休暇;
- XIX - 法律で定める期間における父親の産児休暇;
- XX - 法律の規定に従い, 特別助成による女子労働市場の保護;
- XXI - 法律の規定にもとづく, 勤務期間に相応する最低30日間の解雇予告;
- XXII - 保健, 衛生および安全に関する法規による, 労働に固有な危険の低減;

XXIII- 法律の定めるところに従い、苛酷、不健康または危険な活動に対する割増し報酬；

XXIV- 老齢退職年金；

XXV- 出生から6歳までの子および扶養者に対する保育所および幼稚園における無償援助；

XXVI- 労働団体協約および協定の承認；

XXVII- 法律の定めるところに従い、オートメーションに相応する保護；

XXVIII- 故意または過失により事故が生じた場合、雇用主が負うべき補償金を除外することなく、雇用主の責任である労働災害保険；

XXIX- 労働関係から生じた債権に対する訴訟は、次の時効期間を有する；

a) 都市労働者に対し5年、ただし、契約の消滅後2年を限度とする；

b) 農村労働者に対し、契約の消滅後2年まで；

XXX- 性別、年齢、皮膚の色または民法上の地位を理由とする賃金、職務の行使および採用基準の差別の禁止；

XXXI- 身体障害を有する労働者の賃金および採用基準に関する一切の差別の禁止；

XXXII- 肉体労働、技能労働および知的労働の間、または個々の職業間における差別の禁止；

XXXIII- 見習い条件における場合を除いて、18歳未満の未成年者に対する夜間、危険または不健康労働の禁止、および14歳未満の未成年者に対するすべての労働の禁止；

XXXIV- 終身雇用と臨時雇用の労働者の間の権利の平等；

単項 家内労働者の職種に対し、IV, VI, VIII, XV, XVII, XVIII, XIX, XXIおよびXXIV号に規定する権利、ならびに、社会保障の全ての権利が保障される。

第8条 次の事項を遵守する、同業組合または労働組合の結社は自由である：

I - 法律は、労働組合の設立に対して、権限ある機関における登記を除い

て、国家の許可を要求してはならず、公権力の労働組合組織に対する干渉および介入は禁止される；

II - 同一地域を基礎とした職種または業種を代表する労働組合組織は、いかなる組織段階においても1つを越えて設立することが禁止される。この地域は、利害関係人たる労働者および雇用者により確定されるが、1市郡より小さい面積であってはならない；

III - 労働組合は、裁判上または行政上の事項を含め、当該職種の団体または個人の権利および利益を擁護する義務を有する；

IV - 総会は、職種または業種の分担金を決定する。この分担金は、職種に関するときは、法律に定める分担金とは別個に、当該職種の組合代表総連合組織の費用のために給与支払簿から差し引かれる；

V - 何人も、労働組合に加入または加入を継続する義務を有しない；

VI - 労働団体交渉においては、組合の参加が義務づけられる；

VII - 組合員たる高齢退職年金受給者は、労働組合組織における選挙権および被選挙権を有する；

VIII - 組合員たる使用人の解雇は、この者が組合役員または代表の職に立候補を登録したときから、また、たとえ補欠であっても選挙されたときは、任期の終了後1年まで、禁止される。ただし、法律に定めるところの重大な過失があるときにはこの限りでない。

単項 - 本条の諸規定は、法律が定めるところの条件を尊重して、農業組合および漁業団の組織にも適用される。

第9条 同盟罷業の権利は保障される。同盟罷業を行う機会およびその手段により擁護すべき利益についての決定権は労働者にある。

§ 1 法律は、重要必須の役務または事業を定め、共同体にとり不可欠な基本的要求の充足に関して定める。

§ 2 濫用が行われた場合、責任ある者は、法律の刑罰に従う。

第10条 労働者および雇用者は、これらの者の職業上または社会福祉上の利益が討議および審議の対象となる公共機関の合議体に、参加することが保障される。

第11条 使用人が200名を越える企業においては、使用人と雇用者の直接的了解を専ら促進するために、1名の使用人代表者を選出することが保障される。

第Ⅲ章

国籍について

第12条 次の者はブラジル人である：

I - 出生によるブラジル人：

- a) 両親が外国人であると否とを問わず、ブラジル連邦共和国内で生まれた者。ただし、両親が本国の公務に服し、滞在している場合は除く；
- b) ブラジル人を父または母として外国で出生した者。ただし、両親のいずれかがブラジル連邦共和国の公務に服している場合に限る；
- c) ブラジル人を父または母として外国で出生した者で、ブラジルの所管公館に出生届された者、または成年に達する前にブラジルに居住するに至り、成年に達した後、何時たるかを問わず、ブラジル国籍を選択した者；

II - 帰化人：

- a) 法律の定めるところに従い、ブラジル国籍を取得した者。ポルトガル語国出身の者に対しては、1年間引続き居住していること、および道徳上の適格性のみが要求される；
- b) 国籍の如何を問わず、ブラジル連邦共和国内に30年以上引き続き居住し、刑事上有罪の判決を受けていない外国人。ただし、この者がブラジル国籍を申請する場合に限る；

- § 1 ブラジルに永住するポルトガル人に対しては、ブラジル人に互恵の待遇が与えられている場合、本憲法に定める場合を除いて、生来のブラジル人に固有の権利が賦与される。
- § 2 法律は、本憲法に規定する場合を除いて、出生によるブラジル人と帰化ブラジル人の間に差別を設けてはならない。
- § 3 次の職務は、排他的に出生によるブラジル人に限られる：
- I - 共和国大統領および副大統領；
 - II - 下院議長；
 - III - 連邦上院議長；
 - IV - 連邦最高裁判所判事；
 - V - 職業外交官；
 - VI - 国軍士官。
- § 4 次の場合、ブラジル国籍の喪失が宣告される：
- I - 国益に対する有害な活動のため、裁判所の判決によって帰化が取り消された場合；
 - II - 自らの意志の帰化により、他の国籍を取得した場合。

第13条 ポルトガル語は、ブラジル連邦共和国の公用語である。

- § 1 ブラジル連邦共和国の象徴は、国旗、国歌、国章および国璽とする。
- § 2 州、連邦直轄領および市郡は、固有の象徴を有することができる。

第IV章 参政権について

第14条 人民の主権は、すべての者に平等の価値を有する普通選挙および直接かつ秘密の投票により、また、法律の定めるところに従い、次のものを通じて行使される：

I - 国民投票；

II - レフェレンダム；

III - 人民発議。

§ 1 選挙人登録と投票は、以下のとおりとする：

I - 18歳以上の者に対しては義務とする；

II - 次の者は、任意とする：

a) 文盲；

b) 70歳以上の者；

c) 16歳以上および18歳以下の者。

§ 2 外国人および兵役義務期間中の軍籍にある者は、選挙人として登録し得ない。

§ 3 法律の定めるところに従い、下記の事項を、被選挙権を有する条件とする：

I - ブラジル国籍；

II - 参政権の完全な行使；

III - 選挙人名簿登録；

IV - 選挙地区住所；

V - 政党の所属；

VI - 下記の年齢制限：

a) 共和国大統領，副大統領および上院議員については35歳；

b) 州および連邦区の知事および副知事については30歳；

c) 連邦下院議員，州または連邦区議会議員，市長，副市長および治安判事については21歳；

d) 市議会議員については18歳；

§ 4 選挙人登録をなし得ない者および文盲は，被選挙権を有し得ない。

§ 5 共和国大統領，州知事，連邦区知事，市長および選挙前，6カ月以内にこれらの職を継承または代行した者は，次期において，同一の職で被選挙権を有し得ない。

- § 6 共和国大統領、州知事、連邦区知事および市長は、他の職務に立候補するためには、選挙前の6カ月までに当該職を辞任しなければならない。
- § 7 共和国大統領、州知事、直轄領知事、連邦区知事、市長または選挙前、6カ月以内にこれらの地位を代行した者の配偶者および2親等内のもしくは養子縁組による血族もしくは姻族は、本人の管轄区域内では、被選挙権を有し得ない。ただし、すでに本人が選挙職の地位を占めており、かつ再選の候補者である場合はこの限りでない。
- § 8 選挙人登録をなし得る軍人は、次の条件の下で被選挙権を有する：
 I - 10年未満在役の軍人の場合、軍役から離脱しなければならない；
 II - 10年以上在役の軍人の場合、上級高官により軍務を一時的に解除され、選出された場合、その当選証書の授与にあたり、自動的に予備役に編入される。
- § 9 補足法は、経済力の影響または直接もしくは間接行政の職務、役職または公職の執行の濫用から、選挙の正規性および合法性を防禦するため、被選挙権を有し得ない他の場合およびその停止期間を定める。
- § 10 選挙職に対しては、当選証書の授与から起算して15日の期間内に、選挙裁判所に対する異議申立をなすことができ、経済力の濫用、汚職または詐欺の証拠にもとづいて審理が行われる。
- § 11 公職の異議申立の訴えは、非公開の裁判で手続がとられ、事実無根または明白な悪意による場合には、法律の定めるところに従い、原告は責任を負う。

第15条 参政権の剥奪は禁止される。その喪失または停止は、次の場合にのみ容認される：

- I - 確定判決による帰化の取消しの場合；
 II - 民事上の絶対的無能力の場合；
 III - 刑事上有罪の確定判決を受け、その効力が続いている場合；
 IV - 第5条VIIIの規定における、全ての者に課せられる義務の履行または代

替の役務提供の拒否の場合；

V - 第37条§4の規定に従い、行政における不誠実の場合。

第16条 選挙手続を改正する法律は、公布後1年目においてのみ発効する。

第V章

政党について

第17条 政党の創設、吸収、合併および解散は自由であり、国家主権、民主主義体制、複数政党制、基本的人権を尊重し、かつ次の規範が遵守される：

I - 国民的性格；

II - 外国の団体もしくは外国政府またはこれらに従属する者から財政資金を受けるとに対する禁止；

III - 選挙裁判所に対する会計報告の提出；

IV - 法律に従う議会活動。

§1 政党に対し、その内部構造、組織および運営を決定する自主権が保障され、その定款は党員の忠誠義務および規律を定めなくてはならない。

§2 政党は、民法の定めるところに従って、法人格を取得した後、その定款を高等選挙裁判所に登記する。

§3 政党は法律の形式に従い、政党基金の財源に対する権利ならびにラジオおよびテレビジョンに対する無償の使用の権利を有する。

§4 政党による準軍事的組織の使用は禁止される。